

バッチカーのローラー回転部への巻き込まれ 災害が発生しています！

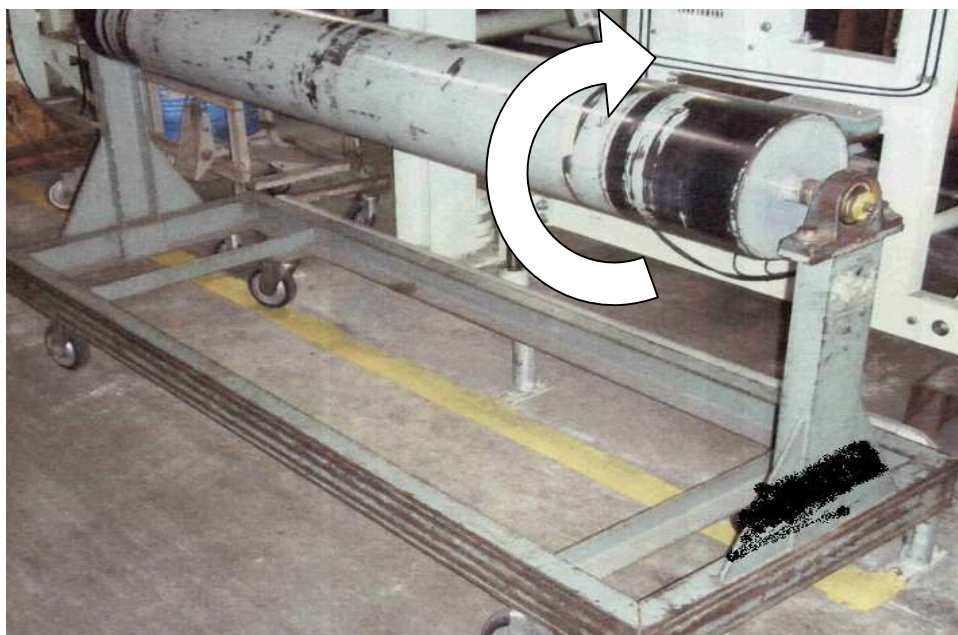
【災害発生状況の概要】

バッチカーに巻かれた布を乾燥機に通す作業において、回転しているバッチカーの爪(突起物)に作業服の袖が巻き込まれたため、ローラーの回転が止まり引きずられバッチカーとともに転倒し、作業台とバッチカーの間に頭部を挟まれたものです。

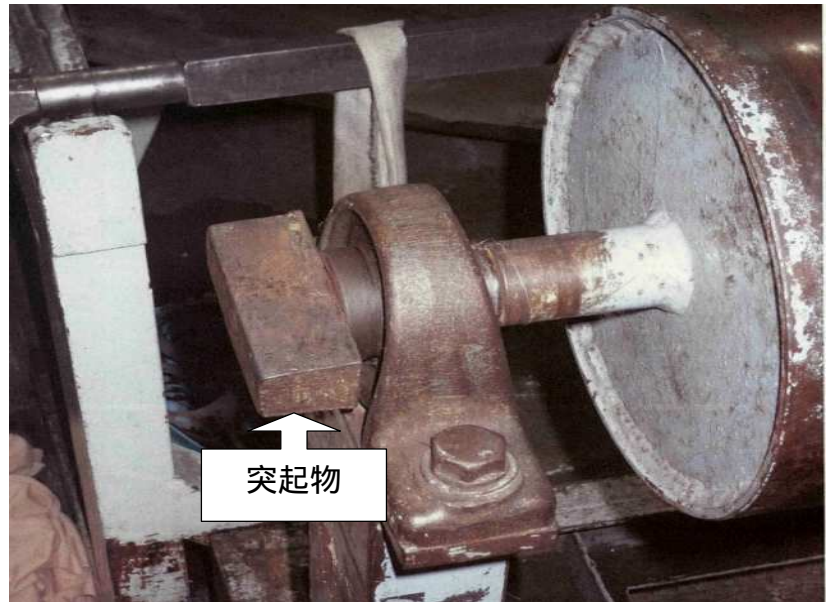
バッチカーの爪(突起物)のカバーは作成されていましたが、災害時にはカバーは使用されていませんでした。また、作業手順書は、作業時バッチカーの爪(突起物)にカバー等を取り付ける内容となっていました。

バッチカー

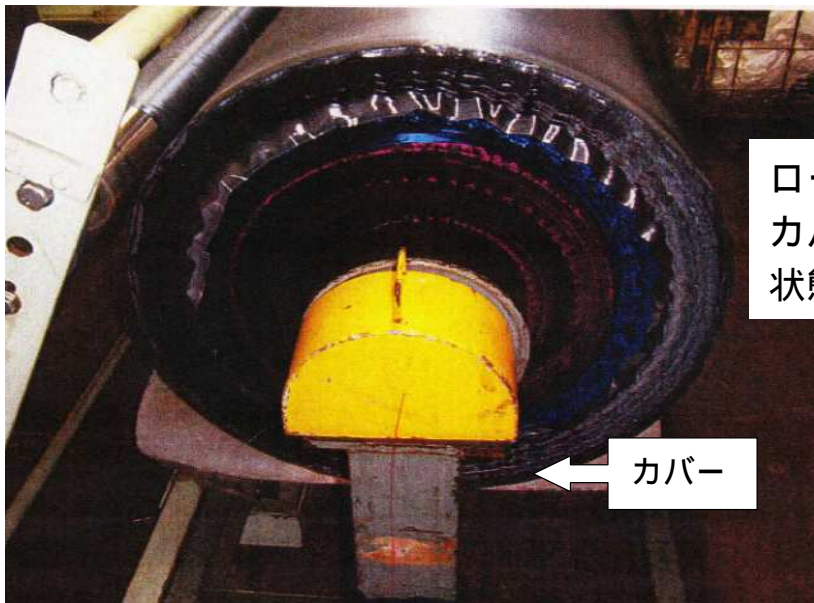
このバッチカーから布が機械設備へ挿入される時に、布が引っ張られローラーが回転する。



ローラー端部の状態
突起状態となっており、
この部分が回転し、衣服等
が巻き込まれた。



突起物



ローラー端部に、
カバーを取り付けた
状態

カバー

参考

平成 21 年に発生した死亡災害発生状況の概要

工場において作業中、加工機の布地供給側のバッチカーの爪の部分に上着が巻き込まれ、バッチカーとともに持ち上げられた。

石川労働局では、県内のバッチカーを使用していると思われる企業へ、同種災害防止を呼びかけ、突起物をなくす、或いはカバーを取り付けるなどの対策が講じられているか自主点検の実施を要請しています。

事業主 各位

石川労働局長

バッチカーのローラー回転部への巻き込まれ災害防止の徹底について（要請）

時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

また、日頃から、労働災害防止対策の推進につきましては、ご支援、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、石川県内の染色整理業の事業場において、本年1月バッチカーのローラー回転部の突起に労働者の衣服等が巻き込まれる災害が発生しました。（詳細は別紙1のとおり）

また、平成21年には同様な状況でバッチカーのローラー回転部の突起に衣服が巻き込まれたことによる死亡災害が発生しています。

災害の原因は、バッチカーのローラー端部の突起物がむき出しの状態で開催しており、突起物に衣服が巻き込まれることによるもので、その端部にカバーを取り付ける等の対策が必要です。*1

このバッチカーについては、染色整理業を営む多くの事業場で設置されており、労働者の中には従来から巻き込まれる危険性が高いことを知る者もいますが、布の送り出し側には駆動部分がないため、危険を予知しにくい状況となっております。バッチカーの突起物への巻き込まれは、死に至る危険を有しているため、同種災害の再発防止対策を徹底していただく必要があります。

つきましては、バッチカーを使用する作業について、下記事項について、別添点検票により点検を実施の上、必要な改善を実施するようお願いいたします。

また、自主点検票は、恐縮ですが、平成24年9月28日までに、石川労働局(下記の提出先)までFAXにより提出していただくようお願いいたします。

記

1. 自主点検の実施と改善対策について

- (1) 使用するバッチカーのローラーについて、回転部分に突起物等が存在しないかを点検すること。
- (2) 点検の結果、突起物が存在する場合は、早急に次の対策を実施すること。
本質安全化を図り、その突起物を無くすこと。

(改善例1:突起物はモーターとの接合用に設けられているため、モーター側を突起させオス側とし、ローラーの端部はメス側とする。別紙2を参照。)

(改善例2:カバー等の取付:バッチカーをモーター駆動部に結合して使用する際に邪魔にならない構造の突起物を覆う固定式カバー等を取り付ける。)

構造的に突起物を無くすことが困難な場合には、脱着式カバー等を取り付けること。なお、この場合は「2.作業方法等について」を遵守すること。

2. 作業方法等について

(1) 作業手順書について

安全対策として、脱着式カバー等を取り付ける場合には、カバーの装着漏れを防ぐため、次のように作業手順書により作業管理を行うこと。

作業手順書が無い場合(記載がない場合)は、早急に作業手順書を作成すること。

作業手順書を変更・作成するにあたって、バッチカーを使つての作業を行う場合は突起部分にはカバー(脱着式)を取り付けることを内容とすること。また、カバー等を取り外す必要がある場合(バッチカーをモーター駆動部に結合して使用した後、送り出し側で使う場合など)には、カバー等の再取付及びその取付状況の確認(点検者による確認等)を行う内容とすること。

(2) 作業手順書は、関係労働者へ周知し、必要な安全教育を実施すること

(3) 作業を管理する職長等は、上記の作業内容を確認し、作業手順書の遵守を徹底させること。

3. 自主点検表による点検の実施について

上記の内容について、別添「自主点検票」により点検すること。

【自主点検票提出先】

石川労働局 健康安全課

FAX(076)265-4431

〒920-0024 金沢市西念3-4-1

担当:産業安全専門官

宮野

参考

*1 労働安全衛生規則 第101条

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

別紙 2 改善例

